

平成 2 5 年度柴田町議会 3 月会議

常任委員会行政視察研修報告書

総務常任委員会

常任委員会行政視察研修報告書

目 次

| | |
|------------------------|---|
| 1. 総務常任委員会行政視察報告書..... | 1 |
|------------------------|---|

平成26年3月4日

柴田町議会
議長 加藤 克明 殿

総務常任委員会
委員長 高橋 たい子

委員会行政視察報告書

先に実施した総務常任委員会行政視察の結果を、下記のとおり報告します。

記

- 1 期 間 平成26年1月14日（火）～1月16日（木）
- 2 視察地及び視察内容
 - (1) 和歌山県海南市
 - ・ 海南市の防災体制について
(「自主防災組織育成事業補助金」・「防災・災害情報システム」の概要)
 - (2) 奈良県三郷町
 - ・ 三郷町予約制乗合タクシーについて
(町外区域運行の概要と町外区域運行に至るまでの経緯)
 - (3) 奈良県奈良市防災センター
 - ・ 奈良市防災センターについて
(施設概要のほか、各種防災体験等)
- 3 視察概要 別紙の通り

〈和歌山県海南市〉

1 市の概要

海南市（かいなんし）は、和歌山県北部沿岸部に位置する市。市の北半分は丘陵地で比較的なだらかであるが、南半分は長峰山脈と藤白山脈を控え、500メートル級の山岳に覆われている。市の西側は紀伊水道に面し、四国、淡路島、沼島を望むことができる。気候については瀬戸内気候に属し、年中温暖で降水量はそれほど多くない。ただし、夏は高温となり、冬季は曇りがちである。小規模ではあるが地震が頻発することがある。

四季を通し温暖な気候に恵まれていることから、南部ではみかんやびわの栽培、東部では桃の栽培が盛んであり、特にびわや本貯蔵みかんは下津町地区の名産品で、全国的に知られている。また、紀伊水道を臨む沿岸部では、シラスや鱧（はも）、ワカメなどの海の幸にも恵まれている。

交通の面では、「海南東」・「海南」・「下津」と、阪和自動車道・海南湯浅道路の3つの高速道路のインターチェンジを持ち、JR海南駅には特急「くろしお号」が全車停車するなど、京阪神方面や、関西国際空港からのアクセスは良好である。

黒江地区周辺は日本四大漆器の一つである「紀州漆器」の産地として知られ、経済産業大臣から伝統工芸品の指定を受けている。

また、日用家庭用品（特に水まわり製品）の出荷も全国的に高いシェアを誇る。これは原料となる良質の棕櫚（シェロ）が近くで採れたため、たわし、箒などの棕櫚加工品の製造が盛んだったためであり、時代の変化と共に原材料はプラスチック、化学繊維製とシフトしていくが、今日でも炊事、洗濯、トイレ、風呂など水回り品におけるシェアは全国の7割強を占めている。近年は安価な輸入品に押されがちであるが、昔ながらの棕櫚束子、箒、ブラシを手作業で作っている職人もおり、一部は県の伝統工芸品となっている。市花は「みかん」、市木は「さくら」。

人口： 54,838人（平成25年12月末現在）

世帯数： 22,623世帯（ " " ）

2 研修内容

—研修項目—

海南市の防災体制について

（「自主防災組織育成事業補助金」・「防災・災害情報システム」の概要）

I 防災対策について

海南市は近い将来、高い確率で発生が予想される東海・東南海・南海地震では建物全壊数や被害想定額で和歌山県下最大の被害が予想されている地域であり、かつ、地理的にも沿岸部での津波被害、山間部での大雨土砂災害、及び平野低地

部における浸水被害と、災害とは非常に関わりの深い地域である。このような状況のなか、防災行政全般を担当しているのが、市総務部危機管理課であり、正職員6名、嘱託職員1名、臨時職員2名の合計9名で各種対策を行っている。

防災体制全般については、過般発生した東日本大震災を契機として、平成23年8月に、それまで策定していた防災対策全般を見直し、「防災対策見直し方針」を策定し、現在、その方針に基づいて防災対策を行っている。

「防災対策見直し方針」については大きく6つの分野で34項目の見直しが行われ、危機管理課が中心となり、全庁的に取り組んでいる。

上記6つの分野については次の通り、「1. 災害対応能力の向上」、「2. 災害情報の収集、伝達体制の整備」、「3. 避難対策」、「4. 家屋・施設の耐震化」、「5. 自主防災組織の設立と活動支援」、「6. 防災教育・防災活動への支援」となっており、事細かに見直し方針が定められている。

II 自主防災組織育成事業補助金

海南市の自主防災組織は、平成14年3月より自治会単位で自主防災組織の結成が開始され、市内245単位自治会中、189の自主防災組織が結成されており、結成率は77パーセントになっている。

市では自主防災組織の育成を図るため、平成13年度から育成事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付していた。その都度、使い勝手のよい補助金交付要綱とするため、何度かの改正を行っている。

直近の改正では、「補助対象」をこれまでは、ハード面に限ったものについてのみを交付対象としていたが、自主防災組織からの要望により、ソフト面についても補助対象枠を広げ、「地域の防災活動に要した経費」、「防災士の育成に要した経費」等についても交付対象とした。

※補助対象と補助額

| 補助対象経費 | 補助限度額 |
|-------------------------------------|--|
| (1) 設立時における資機材等の整備に要した経費 | 50,000円+300円×世帯数 |
| (2) 防災訓練や研修等に要した経費 | 自主防災組織に属する次に掲げる世帯数に応じ、それぞれ次に定める額 ア 世帯数が100未満 10,000円 イ 世帯数が100以上200未満 20,000円 ウ 世帯数が200以上 30,000円 |
| (3) 資機材の購入又は更新に要した経費 | 事業費の1/2以内(上限100,000円) |
| (4) 地域の防災活動に要した経費 | 事業費の1/2以内(上限100,000円) |
| (5) 防災士の育成に要した経費 (資格認証の取得に要した費用) | 防災士1人当たり 上限 5,000円 |

※過去5年の助成実績の件数と交付金額

| 年 | 件数 | 金額 |
|----|----|-------------|
| 20 | 27 | 1,278,085 円 |
| 21 | 25 | 1,432,129 円 |
| 22 | 36 | 1,522,326 円 |
| 23 | 61 | 2,699,367 円 |
| 24 | 67 | 3,060,088 円 |

当該事業に対する今後の改善点としては、1つの単位自治会の自主防災組織に対して補助金を交付しているが、限られた自治会しか申請してきていない。個々の自治会ごと防災に対する考え方に温度差があるのが実情であり、結成しても結成しただけの組織、また結成時には活動をしていても代表者等の交代等できちんと申し送りができておらず、組織として活動ができていないといった実情があることから、自治会同士が結びついた、連合自治会での申請というかたちに見直すことができれば、申請もしやすいのではないかと考えている。

また、補助金を有効活用してもらうことにより、熱心な組織とそうでない組織との温度差が少しでも解消できるのではないかと考えられるし、市としても自主防災の組織結成率が100パーセントに近づくのではないかと考えている。

III 「防災・災害情報システム」

「防災・災害情報システム」は災害が発生した場合に、災害現場の状況や避難施設の運営状況などを、インターネットを利用して市民に迅速に知らせるシステムであり、総務省のIT通信事業である、「地域イントラネット設置費用」を活用して導入した。

当該システムについては、「通常モード」と災害発生時に利用する「災害モード」の2種類がある。各種気象警報が発令されると、「災害モード」に切り替えて運用している。

※「防災・災害情報システム」のコンテンツ内容。（「平常モード」と「災害モード」の2つのモードがある。）

●「平常モード」

①防災災害カメラ ②災害時の心得 ③避難地情報 ④危険地情報の4つの各情報コンテンツがある。

●「災害モード」

上記「平常モード」時の情報の他、⑤避難者検索 ⑥災害地情報 ⑦予兆現象情報収集 ⑧安否確認掲示板の4項目のコンテンツが追加される。

※各コンテンツの詳細

- ①「防災災害カメラ」については市内3箇所に設置しており、「平常モード」（以下「平常時」。）時は住民が自由にプリセットされている場所を見ることができるが、「災害モード」（以下「災害時」。）時になると住民は操作できずに、庁内職員が操作することとなる。
- ②「災害時の心得」については、平常時、災害時とも、日頃より災害に備えての啓発文を掲載している
- ③「避難地情報」については、平常時は避難場所の地図を表示し、災害時は避難場所の地図の他に避難者、避難建物の被災状況を表示。
- ④「危険地情報」は平常時、災害時とも、市内の危険地が地図上で危険地と表示された場所をクリックすると写真が表示される。
- ⑤「避難者検索」については、災害時のみのコンテンツ。「〇〇さん」がどこに避難しているかを検索できる。（職員打込みが必要）
- ⑥「災害地情報」は災害時のみのコンテンツ。市内の災害地が地図上に表示され、該当箇所をクリックすると、災害地の写真が表示される。（職員打込みが必要）
- ⑦「予兆現象情報収集」は災害時のみのコンテンツ。住民より予兆現象の情報を収集するのに利用。投稿された情報は担当者にメールで送信される。
- ⑧「安否確認掲示板」は災害時のみのコンテンツ。被災者の安否を確認する掲示板。誰もが自由に書き込めるようになっている。

IV その他の防災対策

1) 「5万5千人みんなで訓練！～海南市防災訓練～」について

南海トラフ巨大地震に備え、海南市民全員が参加する防災訓練を24年、25年と2年続けて実施した。特徴的なものとしては、市民5万5千人が全員参加するという一方で、住民対象訓練（避難訓練、安否確認訓練、避難所運営訓練等）、及び職員対象訓練（災害対策本部設置・運営訓練等）を行った。

2) 海南市防災教育について

海南市には幼稚園が10園、小学校が13校、中学校が7校、高等学校が1校設置されており、これまでも地震災害における防災教育の対応をしてきてはいたが、平成23年の東日本大震災発生を受け、地震の他にも津波対策・津波避難訓練についても喫緊の課題であることを再認識し、防災教育を進めている。

市が進める、防災教育の主眼は、子どもたち一人一人が、「自分の命は自分で守りきる」という力を獲得していくため、防災体制の概念や知識を身に付け、これまで検証されてきた歴史や教訓から学び、自らで考えること。その上で、市の地域性を理解しながら、防災訓練等を重ねることで、自らの防災力を培うことができると考えている。

教育委員会としては、各園、各学校の協力を得て、平成23年度、平成24年

に、各学校で実践をされている事例を基に、事例集を作成し、学校に配り情報の共有化を図っている。また、平成25年度には、「海南市防災教育の手引き」を独自に作成し、市内の教職員に配布している。

3 結 果

和歌山県海南市では、平成7年に発生した阪神淡路大震災及び平成23年に発生した東日本大震災を教訓に、将来起きることが予想される、東海・東南海・南海地震に備えるため、詳細な防災計画をたて、その都度、計画を見直している。柴田町でも、防災計画の見直しは進めていると思われが、先の震災から得た経験を、各分野に取り込んだうえでの、見直しとすることが必要である。

現在、海南市では、各自治会単位での自主防災組織の結成に向けて、各種施策を実施している。自主防災組織の活動については、広域的な大規模災害時、公的機関だけでは十分な対応ができなくなることから、隣近所、地域の人たちで、互いに協力しながら、災害対応に取り組むことで被害を最小限にとどめるうえで非常に大切な組織活動であることが知られている。柴田町では行政区ごとの自主防災組織結成率はすでに100パーセントであり、今後は各地区の自主防災組織の活動力強化に傾注していくと思われるが、海南市で実施している、自主防災組織育成事業補助金制度は参考になるとと思われる。当該補助制度は、現在のところ柴田町では導入していないが、補助対象の経費となる項目が、防災資材の購入のようなハード面に限らず、防災士を育成するための経費といったソフト面への補助もあることから、各自主防災活動の特色を反映しやすく、各組織にとっても利用しやすい補助制度であると思われる。

また、海南市で導入している、「防災・災害情報システム」については、改良点はいくつかあると担当者は話していたが、所有する自治体が希少なだけに今後可能性を感じるシステムであった。情報化社会がもてはやされている昨今、災害発生時に市町村へ向けて、国等から災害情報は随時、伝達されてくると思われるが、柴田町としても住民に向けて参考となる情報を、防災の観点から発信すべく検討することが必要であると感じている。海南市で導入しているシステムをそのまま柴田町へ導入することは、現実的でないとしても、海南市の住民に対して災害の情報を伝えていこうとする姿勢は評価できる。

上記で示した以外にも、海南市と柴田町では起こり得る災害の種類が違うことなどから、災害へ備えた各種の具体的な施策が違ってくるのは当然であるといえる。しかし、どのような災害であっても、住民個人、そして地域としての防災力の向上が被害を最小限にとどめるうえでは何よりも重要であり、同時にいずれの自治体にとっても共通の課題であることをあらためて実感した研修となった。

〈奈良県三郷町〉

1 町の概要

三郷町（さんごうちょう）は、奈良県の西部に位置し、竜田（たつた）の紅葉で知られる町である。また、金剛生駒紀泉国定公園の美しい自然環境に恵まれ、しかも、大阪との交通の便もよく短時間で結ばれているという地理的条件もあってベッドタウンとして発展してきた。また、交通の便の良さもあり、信貴山（しぎさん）を中心に四季折々の自然を訪ねて歩く観光客の目を楽しませてくれる町である。

町の特徴としては、町内に幼稚園・保育園から小学校、中学校、高校、そして大学までの教育施設があり、教育環境が整備された町ということがあげられる。

町の北西、隣接の平群町域内に位置する信貴山朝護孫子寺（しぎさんちょうごそんしじ）は、標高437mの信貴山の東の中腹に建てられていて、俗に“信貴の毘沙門天”と呼ばれ、広い信仰を集めている。三郷町は、その東の登山口にあたり、その門前町の一部と朱色の開運橋を渡れば、湯の香ただよう旅館街が町内に軒を連ねる。

このほか、崇神天皇の創建で風の神として古い由緒をもつ龍田大社、聖徳太子の休憩の場であったと伝えられる平隆寺など、貴重な文化財を持つ古社寺が町内に数多く存在する。

明治22年の町村制施行により、立野（たつの）、勢野（せや）、南畑（みなみはた）が統合されて出来た村で、三つの村を合わせるということで「三郷」の名前が誕生。その後、昭和41年に三郷町となり、現在に至っている。

産業では、古くから草履の産地で、最盛期には全国の8割が生産されていた。しかし、伝統ある履物産業も生活様式の変化に伴い、需要が減少し、従事する世代も少なくなっている。町花は「ひまわり」、町木は「もみじ」。

人口： 23, 149人（平成26年1月1日現在）

世帯数： 10, 061世帯（ ” ” ）

2 研修内容

—研修項目—

三郷町予約制乗合タクシーについて

（町外区域運行の概要と町外区域運行に至るまでの経緯）

I 予約制乗合タクシーの導入に至るこれまでの経緯

三郷町では、急激な高齢化の進行による交通弱者の増加、また、民間事業者が運行していた路線バスに対する利用者低下に起因した、事業者への赤字補助額の毎年の支出増加など、公共交通の検討が急務であった。

そのような環境の中で、住民アンケート調査を実施したり、各種公共交通の手法ごとに比較検討するなどして、三郷町の町民のニーズに合った利用しやすい地

域公共交通機関として、「予約制乗合タクシー（デマンド）」を導入することを決定。平成23年12月に実証運行を開始、平成25年4月に本格運行を開始している。

※本格運行までのスケジュールまでの詳細

| | | |
|-----------|---------------|----------------------|
| 平成22年11月 | 住民アンケート調査 | 全世帯を対象に調査 |
| ↓ 13か月 | 住民説明会 | 自治会館等11箇所で開催 |
| | 地域公共交通会議 | 2回開催 |
| | 利用者説明会 | 自治会館等で27回実施（約400名参加） |
| | 事業者選定 | プロポーザルにて選定 |
| 平成23年12月 | 実証運行開始 | |
| ↓ 16か月 | 利用者アンケート調査 | 主に利用者（2,000世帯）に対し実施 |
| | 地域公共交通会議 | 運行内容の変更に関して協議 |
| 平成25年4月 | 本格運行開始 | |

II 予約制乗合タクシーの運行内容

- ・ 運 行 日 月曜日～土曜日（日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日は運行せず））
- ・ 運行時間帯 午前8時30分～午後6時（8時30分から乗車でき、最終降車は6時まで）
- ・ 運 行 車 両 乗車定員5人（乗客数4人）の中型タクシー車両を、3～5台で運行。
- ・ 利用対象者 三郷町の住民（住民登録されている方）で、利用者登録をされた方。
 ※小学生以上は利用者登録が必要。（小学生以下は大人の登録者の同乗が必要）
 ※一人で乗り降りできない方は、介助される方の同乗が必要。
 ※荷物はトランクに収まる大きさまでとしている。
- ・ 運 行 区 域 町内全域、JR王寺駅西口改札前（王寺町）、斑鳩町及び平群町の一部（商業施設・医療福祉施設等に限る）
- ・ 乗 降 場 所 利用者の自宅前（または自宅付近）から目的地付近で乗り降りできる。
 ※なお、利用の多い目的地については共通乗降場サインを設け（11箇所）、乗車の際は共通乗降場サイン付近で待機してもらう。
- ・ 運 賃 乗降する区域により、一人一乗車（1回）につき、300円、500円、700円で区別する。
 ※介助者の方も同額必要、小学生は半額で乳幼児は無料。

- ・予約受付等 乗車の1週間前から30分前まで予約が可能。
電話受付については午前7時から午後8時まで（年末年始を除く全日）。また、インターネット受付も可能（実質的には24時間受付可能）

III 「実証運行開始」から「本格運行開始」での変更項目

実証運行開始（平成23年12月1日）から本格運行開始（平成25年4月1日）の1年4カ月の期間中、利用者を中心にアンケート調査を実施し、可能な限り利用者の声を反映させるため、以下の表のとおり、利便性向上に向け、変更を行う。

※「実証運行開始」から「本格運行開始」での主な変更項目

| 項 目 | 変 更 前 (23年12月) | 変 更 後 (25年4月) |
|---------|--|---|
| 運 行 区 域 | <u>三郷町内（信貴山地域を除く）及び、JR王寺駅西口改札前（降車のみ）</u> | <u>既存区域、信貴山区域、町外区域の一部（商業施設・医療福祉施設等に限る）及びJR王寺駅西口改札前</u> |
| 運 行 日 | <u>土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く全日</u> | <u>日・祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く全日</u> |
| 運 行 時 間 | <u>午前9時～午後5時</u> 三室病院を目的地とする場合のみ、 <u>午前7時30分</u> より乗車できる | <u>午前8時30分～午後6時</u> 三室病院を目的地とする場合のみ、 <u>午前8時</u> より乗車できる |
| 運 賃 | <u>1人1乗車（1回）300円</u> <u>ただし、JR王寺駅西口改札前を</u> <u>着地とする移動は、1人1乗車</u> <u>（1回）500円</u> | ① <u>1人1乗車（1回）300円</u> ・ <u>既存区域間の移動</u> ・ <u>既存区域と町外区域（JR王寺駅西口改札前を除く）間の移動</u> ・ <u>町外区域間（JR王寺駅西口改札前を除く）の移動</u> ② <u>1人1乗車（1回）500円</u> ・ <u>既存区域と信貴山区域間の移動</u> ・ <u>信貴山区域間の移動</u> ・ <u>信貴山区域と町外区域（JR王寺駅西口改札前を除く）間の移動</u> ・ <u>既存区域とJR王寺駅西口改札前間の移動</u> ・ <u>町外区域間（JR王寺駅西口改札</u> |

| | | |
|-------|---|---|
| | | <u>前を除く)と JR 王寺駅西口改札 前間の移動</u> <u>③ 1人1乗車 (1回) 700円</u> <u>・信貴山区域と JR 王寺駅西口改 札前間の移動</u> |
| 予約可能日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>土・日・祝日</u>・年末年始 (12/29 ～1/3) を除く全日の午前7時か ら午後8時まで (電話受付) ・ 乗車の1週間前から <u>1時間前</u>ま での予約が可能。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 年末年始 (12/29～1/3) を除く 全日の午前7時から午後8時ま で (電話受付) ・ 乗車の1週間前から <u>30分前</u>ま での予約が可能。 ・ <u>インターネット受付 : (24時間 受付可能)</u> |

IV 事業者への委託料等について

タクシー事業者への運行経費 (委託料) については、距離精算方式での月ごとの支払い形態を取っている。運行実績 (実車走行分) に伴う支払い方法とし、利用者が増えれば、運行委託料も増えることになる形態である。委託料については町がシステムを利用し、日々の運行委託料を算出している。

運行委託料の算定方法については、利用者より收受した運賃は、受注者の収入とすることにより、委託料は、運行経費から運賃収入を差し引いた金額に、オペレータ費用 (@800円/時間×8時間×運行日数) を合わせて支払っている。

その他に毎月の支払い項目としては、システム・車載器使用料と乗降場賃借料の経費がある。

3 結果

三郷町では、今回視察した、予約制乗合タクシー (以下「デマンドタクシー」という。) の導入以前より、公共交通機関として路線バスも運行されていた。導入時には路線バスと競合にならないような仕組みの運営となるように配慮されており、路線バスの日中便の少ない時間帯の運行や料金バランスを検討したうえでの導入となっている。

デマンドタクシーの実証運行が平成23年12月に開始され、本格運行の開始が平成25年4月ということで、わずか16カ月の期間で本格運行までに事業を展開させている。その期間中には、データ収集、データの詳細な分析、そして関係者との幾度もの協議を行ったうえで、可能な限り利用者の声を反映させるかたちで、運行内容を変更し、サービス向上に取り組んでいる。実証運行から本格運行までの主な変更項目では、運行区域から始まり、運行日、運行時間等々、本当にこと細かく変更がなされ

ていることに驚かされた。柴田町でも、機会あるごとに各種データの収集及び分析は実施していると思われるが、その分析結果から読み取れる事実を町が明確に理解したうえで、関係機関との協議の場で説明していくことが重要である。それが理解されることにより、今後、運行内容を含めた改善が必要な際、協議がスムーズに進むものと思われる。

また、当該視察によって、今後、柴田町でも導入を検討すべきと感じたのが、共通乗降場のサイン設置である。三郷町では共通乗降場を公共施設、商業施設及び駅前等の11箇所に設置しており、たくさんの出入口や大規模な場所で待ち合わせ場所では、共通乗降場が決められていることにより、利用する側、される側にとっても非常に分かりやすいものとなっている。なお、三郷町では設置箇所をむやみに増やすことなく限定した箇所のみでの設置のため、混乱はないとのことである。

いずれ、三郷町、柴田町に限らず、デマンドタクシーを含めた各自治体で実施する、公共交通システムについては、今後ますます進む高齢化による交通弱者のための足の確保施策として、続けていかなければならない公共サービスである。持続させていくためには、住民、特に利用者の声を反映させた利便性の高いデマンド運行サービスにしていく必要があることを強く実感した視察となった。

〈奈良県奈良市（奈良市防災センター）〉

1 市の概要

奈良市は、日本の奈良県の北部に位置する都市で、同県の県庁所在地であり、中核市に指定されている。

奈良時代に平城京が置かれた古都であり、シルクロードの終着点として天平文化が花開いた地として知られる。現在の奈良市は、奈良県の北部一帯を占める広域市で、同時に奈良盆地の北端にも当たる。市東部は大和高原にあたり、標高300mから600m級の高地が続く。北境は古代に平城山（ならやま）と呼ばれた丘陵地帯で京都府と接している。

市域は東西に広く、①東部の山間地、②文化財を多数抱え国際観光文化都市としての顔を持つ中東部の市街地、③大阪の衛星都市としての性格を持ち住宅地として開発が行われてきた西部と、複数の顔を持ち、同じ市内でありながら、街の雰囲気、住民の指向は違いを見せる。

また、大和青垣国定公園、奈良公園、矢田自然公園など美しい自然のなかに位置し、特に特別天然記念物に指定されている春日山原始林をはじめとする緑の環境に恵まれている。

昭和25年には国際文化観光都市を宣言し、昭和41年には正倉院周辺春日奥山に古都保存法が適用されるなど、歴史都市として個性ある街づくりをしている。

1300年近くを生きる木造建築物など、奈良のまちには、世界遺産「古都奈良の文化財」をはじめ、数多くの歴史的遺産がある。市花は「ナラノヤエザクラ」、市木は「イチイガシ」。

人 口： 364,969人（平成26年1月1日現在）

世帯数： 157,147世帯（ ” ” ）

2 研修内容

—研修項目—

奈良市防災センターについて

（施設概要のほか、各種防災体験等）

I 施設の概要

奈良市防災センターは、国土庁（当時）の防災基地建設モデル事業として全国で、10番目に国の補助を受け、平成5年9月から平成7年6月までの3カ年の継続事業として建設された。

災害時には、情報処理の迅速かつ適正な運用や応急救護、住民の避難場所として活用し、また平常時においては、防災PR活動や防災教育を行う拠点とする防災基地として、平成7年8月1日に運用を開始して以来、多数の来館者を迎え市

民に親しまれている施設である。

ア 施設

| | |
|--------|--|
| 所在地 | 奈良市八条五丁目 404 番地の1 |
| 開館 | 平成7年8月1日 |
| 敷地面積 | 6,622.12㎡ (奈良市消防局・南消防署併設庁舎と同一敷地内) |
| 延床面積 | 3,021.37㎡ |
| イ 開館時間 | 午前9時30分から午後4時30分 |
| ウ 休館日 | 月曜日 (その日が国民の祝日に当たるときは、開館しその翌日が休館) 休日の翌日、年末年始 12月28日から翌年1月4日まで |
| エ 入館料 | 無料 |

II 各種防災体験施設の内容

- ① 消火体験…消火器の使い方を学ぶ (スクリーンに映し出された火災映像に向かい、訓練用水消火器を利用し、正しい消化ポイントに放水できる技術を体験することができる)
- ② 煙避難体験…的確な避難行動を学ぶ (火災で煙が充満した部屋の中で視覚がさえぎられる状況を再現し、避難するのがいかに難しいのかを体験することができる)
- ③ 台風体験…風速20メートル/秒の強風を体験 (台風を想定した風と降雨を体験することができる)
- ④ 地震体験…地震発生時の行動の困難さを学ぶ (震度1から7の地震や日本で発生した過去の代表的な地震 (関東大震災・兵庫県南部地震・新潟県中越地震など) の揺れの再現や、今後が発生が予想されている東南海・南海地震の揺れを体験することができる)

3 結果

奈良市防災センターは、市消防局の通信指令室及び情報連絡室として機能しているほか、市民参加型の災害体験設備が併設されている施設である。また、非常時には市災害対策本部の情報基地として利用される。

今回の視察では防災センター側の配慮もあり、施設見学のほか、4種の防災体験施設を利用させていただくことができ、有意義な視察となった。いずれの防災体験においても、実際の災害発生時に取るべき行動の再確認等ができる体験設備となっている。

なお、視察で出向いた際には、我々以外の視察受入れはなかったが、普段は市内小学校等の防災教育上の観点から、当該体験設備を利用した視察を数多く受入れている。

人為的であってもこのような防災体験の有無が、現実には災害が発生した際の初期行動を起こす際には差が生じてくると思われる。また、子どもでも大きな制限もなく、利用することができることから、日頃から子どもたちが防災に対して関心を持つ要因とするには非常に適した施設であることを強く感じた視察となった。